

国住指第4053号  
平成24年3月16日

各都道府県

建築士行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築士法に基づく所属建築士名簿の記載方法について（技術的助言）

貴職におかれましては、建築士法の円滑な施行にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築士法施行規則（昭和25年10月31日建設省令第38号。以下「規則」という。）における所属建築士名簿の記載方法について、下記のとおり通知しますので、適切な業務の推進に努められますようお願いいたします。

なお、貴都道府県において建築士法（昭和25年5月24日法律第202号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関を指定している場合は、指定事務所登録機関に対しても、この旨通知方お願いいたします。

記

規則第6号書式、第6号の2書式及び第7号の2書式中の所属建築士名簿に記載すべき建築士の範囲は、他人の求めに応じ報酬を得て、業として行う設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（以下「設計等」という。）について、当該設計等に関する実務を行う建築士とする。したがって、設計等に関する実務を全く行わず、例えば、専ら施工に関する実務のみを行う建築士は、所属建築士名簿に記載すべき建築士には該当しない。

また、規則第6号の2書式及び第7号の2書式の中の所属建築士名簿には、当該事業年度中に退職等した者も含め、当該事業年度中に当該建築士事務所に属した上記の建築士全てについて記載するものとする。

所属建築士名簿の記載方法に関する技術的助言(案)に対する主な質問・意見への回答(案)

番号	質問・意見	回答(案)
1	設計補助を行う建築士は記載対象に含まれるのか。	設計補助は「設計等」には該当しませんが、「設計等に関する実務」には該当するものと解するため、記載の対象となります。
2	「設計等」には建築士の業務独占に含まれないものも記載対象に含まれるのか。	建築士の業務独占の範囲とは関係なく、建築士事務所登録が必要な業務に関する実務を行う建築士が記載対象となります。
3	下請けで設計補助を行っている建築士は記載対象となるのか。	建築士事務所の所属建築士となりうる範囲は、原則として、建築士事務所の開設者本人(個人の場合)、建築士事務所の経営担当者(法人の取締役等)及び開設者と使用従属関係がある者としてします。したがって、例えば、設計補助業務の再委託を受けた法人に属し、設計補助を行っている建築士であって、実態として開設者との使用従属関係が認められない者は、再委託元の建築士事務所の所属建築士には該当しません。
4	設計等に関する実務に携わる建築士は、建築士事務所との雇用関係(正社員、契約社員、派遣等)にかかわらず全員所属建築士名簿に記載するのか。	所属建築士に該当するか否かの判断は、開設者と使用従属関係が認められるか否かにより判断されます。雇用形態にはよきません。 (派遣/出向の場合、一般には派遣先/出向先と使用関係にあるため、派遣先/出向先の所属建築士に該当しうると解します。)
5	技術的助言(案)中の「施工に関する実務のみ」とは、「肉体労働」を指すのか。	肉体労働だけでなく、ゼネコンによるいわゆる施工管理も含め、施工者の立場としての業務全般を指しています。
6	「建築工事の指導監督」は建築工事について工事施工者に即した立場ではなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督することであるので、大工の棟梁やゼネコンの施工管理者で建築士の資格を所持している者は会社に属していたとしても所属建築士に含まなくてよい、と解してよいか。	貴見のとおりです。
7	所属建築士の対象外となる業務の例を、より具体的に示して欲しい。	例えば、経営に専念しており、設計等の個別案件に従事しておらず、設計図書への記名押印を行っていない場合は対象外となります。
8	技術的助言(案)最下行の「全ての建築士」とは、専ら施工に関する実務のみを行う建築士も含むように読める。	技術的助言(案)の文面を修正して趣旨の明確化を図りました。
9	事業年度末時点(業務報告書の提出時点)の所属建築士を記載することも可能としてほしい。	年度途中で退職した所属建築士であっても定期講習の受講義務のかかる者がおり、これらの者を補足するためには、年度中に一度でも所属した建築士全てを記載させることが必要と考えます。
10	設計図書の記名押印と建築士事務所の自己申告以外に、この技術的助言に違反しているかどうかを確認する方法はあるのか。	所属建築士であるか否かは、設計図書の記名押印、建築士事務所の自己申告の他、耐震診断等の報告書の記名押印等により確認されます。
11	所属建築士名簿に就退任年月日を記載するよう技術的助言に追加して欲しい。	所属建築士名簿について、所属建築士の所属期間の記載欄を設ける様式改正を検討しているところです。
12	本技術的助言により、共用DB上の扱いはどうなるのか。	最新の所属建築士の情報を入力するようお願いします。